

【質問1】

提出します建設工事等積算内訳書の「内訳明細書の種別、数量」は、

直接工事費

I 建築工事 1式、

II 電気設備工事 1式、

III 機械設備工事 1式、

IV 昇降機設備工事 1式、

直接工事費計、

共通費

V 共通仮設費 1式、

VI 現場管理費 1式、

VII 一般管理費 1式、

共通費計

工事価格

で宜しいでしょうか。

→よろしいです。

【質問2】

積算についての補足事項に記載されています、支給材である高島産杉材の現場への搬入は、工事工程表に則って協議し納期されると認識します。宜しいでしょうか。

→よろしいです。

【質問3】

建築意匠図 A-05 の特記仕様書 2章仮設工事 1節共通事項に、「工事用電力が構内既存の施設を利用できる」と記載されています。

使用できる既存施設がどこにあるか、図面でご提示下さい。

→電力は利用できないとしてください。

【質問4】

建築意匠図 A-93 の仮囲い、山留、敷き鉄板は指定仮設でしょうか、任意仮設でしょうか。ご教示下さい。

→任意仮設です。

【質問5】

構造設計仕様 S-13～S-14 に記載されています地盤調査の全ての「報告書」をご提示下さい。

→高島町にて庁舎内閲覧で提示します。

【質問 6】

積算についての補足事項-2-(1)-【外装】に、RC化粧打放し杉板型枠の杉板は支給すると記載がありますが、これは内訳書中 P20 の、化粧打放し杉板型枠 1,536m² 分の板材と考えて宜しいでしょうか。

→よろしいです。

【質問 7】

積算についての補足事項-2-(1)-【外装】に、RC化粧打放し杉板型枠の杉板は支給すると記載がありますが、本実加工済の板材を建設場所まで納入頂けるものと考えて宜しいでしょうか。

→よろしいです。

【質問 8】

積算についての補足事項-2-(1)-【外装】に、*施工上必要な杉板背面の合板は本工事とする。数量は別途普通合板型枠に計上している。と記載がありますが、これは内訳書中 P20 の、普通合板型枠 12,340 m² の中に、化粧打放し杉板型枠 1,536m² 分も含まれていると考えて宜しいでしょうか。

→よろしいです。

【質問 9】

積算についての補足事項-2-(1)-【外装】に、屋外デッキの再生木は材料・施工費共に本工事。材料の一部に高島産杉板未利用材を支給する。と記載がありますが、内訳書中 P73 の、屋外デッキ 194m² の、材工共本工事分と、材料支給分の、内訳をご指示願います。

→194 m² 全て材工共本工事としてください。再生木デッキ主原料を 100%とした場合、内訳は木材 45%、高島産杉板未利用材 5%、樹脂 50%とし、原料の 5%を材料支給としてください。

【質問 10】

積算についての補足事項-2-(1)-【内装】に、*不燃処理については町産木材調達事業にて実施するため別途工事とする。と記載がありますが、不燃処理済の無垢乾燥材が支給されると考えて宜しいでしょうか。

→よろしいです。

【質問 11】

積算についての補足事項-2-(1)-【建具】に、アルミ木複合サッシ (AW-02~09) 使用可能な高島産杉材が確保された場合は杉材を支給する。と記載がありますが、入札条件としては、支給は考慮しないことで宜しいでしょうか。

→よろしいです。

【質問 1 2】

積算についての補足事項-2-(1)-【外装】【内装】【家具】【建具】【サイン】での、高畠産杉材の支給については、弊社が指定する各々の加工・製作工場でのオントラック渡しと考えて宜しいでしょうか。

相違する場合には、各々の品目毎の引渡し場所と、そこでの積込手間の所掌(本工事 or 別途工事)について、ご指示願います。

→引き渡し場所は下記とします。

【外装】

- ・杉板型枠→現場渡し
- ・屋外デッキ再生木の原料→工場渡し（秋田県）

【内装】

- ・巾木、杉板張り、杉板ルーバー、ルーバー→現場渡し
- ・額縁、ブラインドボックス、コーナーガード、化粧鏡枠、ライニング面台、付け長押、大会議室上部ブレース杉板被覆、不燃抗菌突板化粧板ルーバー→工場渡し（山形県）

【家具】

- ・杉練付合板（突板用の高畠産杉材）、杉集成材（フリー板）、カウンターのルーバー地域材杉材→工場渡し（山形県）

【建具】

- ・木製建具→工場渡し（山形県）

【サイン】

- ・高畠産杉板→工場渡し（山形県）

なお、施工開始後、加工製作工場については要協議とします。

【質問 1 3】

積算についての補足事項-2-(1)-【外装】【内装】【家具】【建具】【サイン】での、高畠産杉材の支給については、無償支給と考えて宜しいでしょうか。

有償支給の場合には、【外装】【内装】【家具】【建具】【サイン】各々の品目毎の、m3 単価をご指示願います。

→よろしいです。

(構造関連) 【質問 1 4】 図面番号 S-07

鉄筋コンクリート構造基準図 8.3 (5) スラブ段差部の補強において、2) 段差 $h > 2t$ の場合は、小梁を設けるとございます。下記の該当範囲には小梁符号 b 5 0 を設けると考えて宜しいでしょうか。

1 階床伏図

- ・ 1' / C - D スラブ段差 $h 690$
- ・ G' / 2 - 3 スラブ段差 $h 690$

→必要と考えて下さい。

【質問15】 図面番号 S-63K

付属棟大梁断面リストにおいて、G2の梁幅の記載がございませんが、幅400と考えて宜しいでしょうか。

→400として下さい。

(内部) 【質問16】 図面番号 A-19・40・69/D4-2

各階掃除室にライニングの図示がございません。ライニング、棚は不要とし掃除用具掛けは必要と考えて宜しいでしょうか。

→備品で掃除用具入れを設けるため、不要です。

【質問17】 図面番号 A-28・68/D3-11

3階議会事務局において、額縁・ブラインドボックスの仕様が下記のように相違しております。標準詳細図を正と考えて宜しいでしょうか。

1) 標準詳細図3 (D3-11)

: 「ブラインドボックス (BB6a・6b・6c)」

→高島産杉板 t25 STUC塗

※天井伏図より、「BB6a」

2) 矩計図1 (A-A')

→額縁: St 高島産杉板 STUC塗、

ブラインドボックス 高島産杉板 t20

120×150 OS, CL

→よろしいです。

【質問18】 図面番号 A-20

1階大会議室において、仕上表備考欄に「ピクチャーレール」と記載されておりますが、天井伏図には記載が見当たりません。「ピクチャーレール」は不要と考えて宜しいでしょうか。必要の場合は設置範囲をご指示下さい。

→不要でよろしいです。

【質問19】 図面番号 A-13・28

地下ピット断熱材の仕様が以下のように相違しています。矩計図1を正と考えて宜しいでしょうか。

1) 共通事項・凡例等

: 押出法ポリスチレンフォーム (XPS) t25

2) 矩計図1

: 押出法ポリスチレンフォーム3種b A
特殊フィルム付 t 6 0

→よろしいです。

【質問20】 図面番号 A-85・87

サインT-15多目的スタンドにおいて、数量が以下のように相違しています。サインキープラン凡例とサイン意匠図2の数量を正と考えて宜しいでしょうか。

- 1) サインキープラン凡例、サイン意匠図2
10か所
- 2) サインキープラン1階平面図
26か所

→よろしいです。

【質問21】 図面番号 A-85・87

上記質疑においてT-15の数量が26か所が正となる場合はサイン意匠図2のT-15 下記の3種類の数量をそれぞれ御指示下さい。

- 1) 「本日は窓口延長日です。」
- 2) 「本日の業務は終了しました。」
- 3) 「無地」

→10か所なので、図面通りとしてください。

【質問22】 図面番号 A-87

サイン意匠図2において、T-15にペーパークリップ付と記載がありますがペーパークリップは無地のスタンドのみに取付と考えて宜しいでしょうか。

→ペーパークリップは10か所すべてとしてください。

【質問23】 図面番号 A-85・87

サイン意匠図2において、M-01に着脱式のもの固定式のものがありますがサインキープランで使い分けが不明です。着脱式と固定式の使い分けを御指示下さい。

→サインは全て着脱式としてください。釣り金物下地が固定式という意味です。

【質問24】 図面番号 A-85・87

A-01: 施設名称-aとbの数量において、サインキープランで使分けの図示がございませんが下記のように考えて宜しいでしょうか。

- 1) 施設名称-a: 風除室部 4か所
- 2) 施設名称-b: 大会議室部 3か所

→よろしいです。

【建具】 【質問 2 5】 図面番号 A-52・55・56

下記建具の数量が建具キープランと建具表とで相違しておりますが、建具キープランを正と考えて宜しいでしょうか。

建具キープラン【正】		建具表
・SD10…	4	3
・SP24…	2	1

→SP10は4か所としてください。SP24は1か所（教育長室）とし、相談室3南側はSP23とし、SP23は3か所としてください。

【質問 2 6】 図面番号 A-52・55・56

ステンレス製建具の表面仕上が以下のように相違しております。建具表を正と考えて宜しいでしょうか。

- ・特記仕様書 2B（カラーステンレス）
- ・建具表 HL

→ステンレス建具はカラーSUS HL仕上げとしてください。

【質問 2 7】 図面番号 A-09・53

飛散防止フィルムの品番が以下のように相違しております。建具表を正と考えて宜しいでしょうか。

- ・特記仕様書 3M SH2FGHL
- ・建具表 3M SH2FGCL

→よろしいです。

【質問 2 8】 図面番号 A-52・54・55

建具キープランにおいて、1階 I 通り／4－5間に片開扉がございますが、建具符号がございません。建具表2/AW-01a 姿図よりSD17と考えて宜しいでしょうか。

→よろしいです。

【質問 2 9】 図面番号 A-53・56

建具表4において、AG-01～09の材質がACとありますが建具表1 2材質凡例より、ALと考えて宜しいでしょうか。

→よろしいです。

【質問 3 0】 図面番号 A-57

建具表5において、SUSD02にスチールパネルと記載がございますが、塗装はSUSD03に倣い、外側：FP-2、内側：FP-1と考えて宜しいでしょうか。

→よろしいです。

【質問3 1】 図面番号 A-56・59

建具表2において、SLW03のパネル枚数は10枚と記載がございますが、建具詳細図2／1階平面図（2-4間／B通り）より12枚と考えて宜しいでしょうか。

→SLW03のパネル枚数は10枚としてください。

【質問3 2】 図面番号 A-56・58

木製建具枠の仕様において、建具表に大枠とございますが建具詳細図より木製枠（CL）と考えて宜しいでしょうか。

→よろしいです。

【質問3 3】 図面番号 A-54～57

建具表において、下記建具の寸法が建具表と姿図とで相違しております。以下のように考えて宜しいでしょうか。

1) AW-23

・建具表：W10320

・姿図【正】：W10360（1167.5×8+55×14+125×2）

→建具表正としてください。

W10320（1167.5×2+1225×6+55×7+125×2）

2) SD-06

・建具表【正】：W1500

・姿図：W1685

→よろしいです。

3) SP-12

・建具表：3775

・姿図【正】：3755

→よろしいです。

4) WW-31

・建具表：3685

・姿図【正】：W3715（50+1195+1195+1225+50）

→建具表正としてください。

W3685（1195×3+50×2）

【質問34】 図面番号 A-56・60

SUSD-01において、建具表備考欄に「衝突防止手摺（ガラス手摺既製品）とございますが仕様の図示がございません。仕様、詳細をご指示下さい。

→SUS-FB(6×50) カラーSUS HL仕上げ 床埋型 強化ガラス6mm透明 フィルム付き W1200×H950 としてください。

【質問35】 図面番号 A-56・60

SUSD-03において、建具表備考欄に「衝突防止手摺（FB H300程度）とございますが仕様の図示がございません。仕様、詳細をご指示下さい。

※SUSD-04、06、07、10共通

→SUS-FB(9×50) 焼付塗装仕上げ 床埋型 W800×H300 としてください。

【質問36】 図面番号 A-56・60

SUSD-09において、建具表備考欄に[衝突防止手摺（ガラス手摺既製品）の記載がございませんが建具詳細図に図示ございますので必要と考えて宜しいでしょうか。

→よろしいです。SUSD-10も必要です。

仕様は共に SUS-FB(6×50) カラーSUS HL仕上げ 床埋型 強化ガラス6mm透明 フィルム付き W800×H950 としてください

(外構) 【質問37】 図面番号 A-96・97

外構工作物（擁壁・タンク躯体・屋外基礎・地流し）のコンクリート強度・スランプは、すべてFc 21N・S15と考えて宜しいでしょうか。

→よろしいです。

【質問38】 図面番号 A-97

1階 配置平面図において、【E】基礎W2500×D855×H200がございまして、埋込深さ300・地業は捨てコンt50+砕石t100と考えて宜しいでしょうか。

→よろしいです。

【質問39】 図面番号 A-66

標準詳細図1のD1-19足洗い場において、コンクリート内配筋をタテヨコD10@200ダブル、地業を砕石t150と考えて宜しいでしょうか。

→下部はピットになっているため、床スラブとなります。段差スラブとしてください。配筋は構造図参照ください。

【質問40】 図面番号 A-12・95

グレーチング蓋の耐荷重について、建築工事特記仕様書8の21.2.1(6)よりT-20とあり

ますが、雨水計画図では車道用T-25・歩道用T-2となっており相違しております。
雨水計画図を正と考えて宜しいでしょうか。

→よろしいです。

【質問4 1】 図面番号 S-15・参考内訳

杭符号 P4 の上杭の t の値が内訳書と図面で違うようですが、図面を正と考えて宜しいでしょうか。

- ・内訳書： t =9
- ・図面： t =12

→図面 (t=12) が正になります。

【質問4 2】 図面番号 S-15・参考内訳

杭符号 P6 の上杭の t の値が内訳書と図面で違うようですが、図面を正と考えて宜しいでしょうか。

- ・内訳書： t =9
- ・図面： t =12

→図面 (t=12) が正になります。

【質問4 3】 図面番号 S-15・参考内訳

杭符号 P7 の下杭の杭径が内訳書と図面で違うようですが、図面を正と考えて宜しいでしょうか。

- ・内訳書： Φ801090
- ・図面： Φ80110

→φ80100 になります (図面はφ80100 です)

【質問4 4】 電気図面 E-007/010 屋内キュービクルについて

図面配置図から、一般仕様のキュービクルですと、壁との離隔や蓄電池との離隔が不足と思われます。
キュービクルは消防認定品で宜しいでしょうか。

→消防認定品としてください。

【質問4 5】 電気設備工事の公民館エリア 液晶ディスプレイ台数確認

65型移動式液晶ディスプレイが図面 E-88 では2台と記載ありますが、P66 参考内訳書では1台となっています。図面を正として2台で宜しいでしょうか。

→1台は庁舎エリアにあります。公民館と合わせて2台となります。

内訳書では庁舎と公民館それぞれに計上されています。

【質問4 6】 自火報受信器の地図版表示の要否確認

E-96.98 に自火報複合防災盤の仕様で地図版表示式と記載があります。

地図版表示式の機能は必要でしょうか。

この機能をつける場合、メーカーが指定となります。日本ドライケミカル製で宜しいでしょうか。

→よろしいです。